

社会福祉法人さくら福祉会 さくらホーム短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 法人の目的

1. 私たちは、利用者に安全と安心を提供します
2. 私たちは、利用者に質の高い環境と空間を提供します
3. 私たちは、明るい職場を作ります

2. 事業者

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人さくら福祉会 |
| (2) 法人代表者 | 理事長 佐藤 正視 |
| (3) 所在地 | 山形県酒田市中牧田字丸福 171 番地 |
| (4) 電話番号 | 0 2 3 4 - 6 2 - 2 9 4 1 |
| (5) F A X 番号 | 0 2 3 4 - 6 1 - 4 0 1 6 |
| (6) インターネットアドレス | http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/ |
| (7) 設立年月日 | 平成 7 年 5 月 1 日 |

3. 事業所の概要

- | | | | | | |
|---------------|--|-----|------|------|-----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
山形県 0673200176 号 | | | | |
| (2) 事業所の目的 | ※当事業所はさくらホームに併設されています。
介護保険法の理念に基づき利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。 | | | | |
| (3) 事業所の名称 | さくらホーム短期入所生活介護事業所 | | | | |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県酒田市中牧田字丸福 1 7 1 番地 | | | | |
| (5) 電話番号 | 0 2 3 4 - 6 2 - 2 9 4 1 | | | | |
| (6) 事業所長（管理者） | 施設長 石黒 覚 | | | | |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減、利用者の有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い総合的サービスの提供に努める。 | | | | |
| (8) 開設年月 | 平成 8 年 4 月 1 日 | | | | |
| (9) 営業日及び受付時間 | <table><tbody><tr><td>営業日</td><td>年中無休</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分</td></tr></tbody></table> | 営業日 | 年中無休 | 受付時間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 |
| 営業日 | 年中無休 | | | | |
| 受付時間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 | | | | |
| (10) 利用定員 | 1 6 人 | | | | |
| (11) 事業実施地域 | 酒田市、鶴岡市、庄内町、遊佐町、三川町 | | | | |

4. 当事業所の職員体制 (特別養護老人ホームさくらホーム兼務)

	常勤	非常勤	計	勤務体制	保有資格
管理者（施設長）	1		1	8：30～17：30	医師 1 社会福祉士 1
医師：影沢内科医院 影沢 峰行		1	1		看護師 3 准看護師 3 介護支援専門員 4
生活相談員	1		1	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～19：00	社会福祉主事 3 介護福祉士 18 ホームヘルパー
管理栄養士	1		1	8：30～17：30	1～2級修了者 3 管理栄養士 1 作業療法士 1
機能訓練指導員	1		1	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～19：00	
介護支援専門員	1		1	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～19：00	
事務職員	3			8：30～17：30	
看護職員	3	3	6	8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00	
介護職員	26	6	32	7：00～16：00 8：30～17：30 9：00～18：00 9：30～18：30 10：00～19：00 10：30～19：30 11：00～20：00 12：00～21：00 13：00～22：00 21：45～ 7：45	

5. 当事業所の設備の概要（特別養護老人ホームさくらホーム共有）

定員（短期入所）	80名（16名）	静養室	1室
居室	4人部屋 16室	医務室	1室
	2人部屋 8室	食堂	2ヶ所
	個室 16室	機能訓練スペース	2ヶ所
浴室	個浴 3ヶ所	ゲストルーム	1室
	特別浴槽 3台		

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービスと利用料金

〈サービスの概要〉

① 食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状

況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂ホールにて食事をとっていただくことを原則としています。ただし、希望により居室などでとっていただくことも可能です。

・原則として朝食は 7 時 30 分から、昼食は 12 時から、夕食は 18 時からとしています。が、ご希望により時間をずらして食べることも可能です。

② 入 浴

・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

・ご利用者の希望及び必要性により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

短期入所生活介護事業（日額）（1 割負担）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期入所生活介護費（多床室）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
短期入所生活介護費（従来型個室）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
短期生活機能訓練体制加算	12 円				
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円				
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 円				
送迎加算（片道）	184 円				
緊急短期入所受入加算＊	90 円 （利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日に限り）				
認知症行動・心理症状緊急対応加算＊	200 円（7 日間限度）				
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 月につき 所定単位×136／1,000 円				

＊該当者のみ

<加算の内容>

・機能訓練体制加算

専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員を配置している場合

・サービス提供体制加算（Ⅲ）

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合。

・夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置している場合。

・送迎加算（片道）

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められた場合、居宅と事業所間の送迎を行う場合。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を行った場合。（利用開始した日から起算し7日間を限度）

・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇改善を実施している場合。

1日の利用料（加算含）にサービス別加算率（13.6%）を乗じた額となります。

※連続して30日以上利用の方は、自己負担額から30円/日減額となります。

※一定以上の所得のある方は、自己負担が2割又は3割になります。

保険外費用（日額）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
居住費（多床室）	0円	430円	430円	430円	915円
居住費（従来型個室）	380円	480円	880円	880円	1,231円

※食費に関しては1食毎のご請求となります。負担限度額1～3段階の方は上記金額が上限額となります。（内訳 朝食：390円 昼食：540円 夕食：515円）

介護予防短期入所生活介護事業（日額）

	要支援1	要支援2
介護予防短期入所生活介護費（多床室）	451円	561円
介護予防短期入所生活介護費（従来型個室）	451円	561円
予防短期生活機能訓練体制加算	12円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	
送迎加算（片道）	184円	
緊急短期入所受入加算＊	90円 （利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日に限り）	
認知症行動・心理症状緊急対応加算＊	200円（7日間限度）	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき 所定単位×136／1,000円	

＊該当者のみ

※連続して30日以上利用の方は、自己負担額から30円/日減額となります。

※一定以上の所得のある方は、自己負担が2割又は3割になります。

保険外費用（日額）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
居住費（多床室）	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
居住費（従来型個室）	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円

※食費に関しては1食毎のご請求となります。負担限度額1～3段階の方は上記金額が上限額となります。（内訳 朝食：390円 昼食：540円 夕食：515円）

※第1～3段階であっても預貯金や配偶者の所得等により、第4段階の金額となる場合もあります。

※上記加算の他、特別養護老人ホームの空床を利用された場合は以下の加算が追加となります。

看護体制加算（Ⅰ） 4円

☆ご利用者がまだ居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業者は、利用者が償還払いを受けることができるように、契約者に対してサービス提供証明書を交付します。契約者は、サービス提供証明書の交付を受け、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成され、介護保険給付の対象となった後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 理美容

月2回毎月第1と第3月曜に理容サービスを実施しております。美容はご希望のある方のみとなります。

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更すること

があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

「指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）」利用契約書 第 6 条によります。

7. ご利用に当たっての留意事項

面会	・おおむね 7 時 30 分より 20 時までにご利用します。 ・状況により面会禁止や面会制限をさせていただく場合があります。
外泊・外出	3 日前までに申し出てください。
飲酒・喫煙	行事等においては飲酒可能、施設内は禁煙となっています。
設備・器具の利用	建物や備品及び貸与物品は大切に取り扱い願います。
所持品の持ち込み	事業所に申し出ください。（貴重品の管理は難しいため、持ち込みはご遠慮ください）
宗教活動・政治活動	施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。
病院受診について	お迎え時に体調不良（37℃以上の熱、ひどい倦怠感、下痢、嘔吐その他）がある場合には、ご利用をご遠慮頂く事がございます。また、ご利用途中で体調不良が発生した場合でもご家族へご連絡後、受診もしくはご帰宅をして頂く場合がございますのであらかじめご了承下さい。 ご利用期間中に病院への受診が必要となった場合は、ご家族に連絡した上で、検討させていただきます。緊急連絡先は確実に連絡が取れる連絡先をお知らせ下さい
個人情報の開示について	・ご利用時の受診については基本的にはご家族より対応していただきますが、ご利用中、緊急性があると事業所で判断した場合は事業所で救急対応を行う場合があります。医療との連携の為、救急隊や搬送先にご利用者、ご家族の個人情報を報告する場合があります。（開示に関しては必要最小限とする事に留意します） ・当事業所ではご利用される居室入口等にお名前を掲示させていただいております。
利用期間中のサービス利用中止	以下の事由に該当する場合、ご利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。 ・ご利用者が中途退所を希望した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・ご利用中に体調が悪くなった場合（入院加療や高度医療措置が必要となる場合） ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合 （上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ速やかに連絡を取り必要な措置を講じます。他のご利用者や当事業所の職員に対し、暴行等があった場合には、ご利用を即停止さ

	せて頂き、行政機関等へ通報させていただきます)
その他	・当事業所で衣服の洗濯をお引き受けすることも可能ですが、クリーニング対応の衣服等は洗濯しかねます。また、通常の洗濯により、衣類の損傷、劣化等が生じた場合の責任は負いかねますのでご了承ください。 ・ご利用中の状態や他のご利用者の状態で居室が変更となる場合があります。 ・ご利用料等、現金の取り扱い受付時間は平日 8 時 30 分から 17 時までとなっています。

8. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

◎ 当施設ご利用相談・苦情窓口

電話番号・・・0234－62－2941

受付時間・・・月～金曜日 9時～17時

受付担当・・・施設介護課 相談係

◎ 行政機関その他苦情受付機関

・酒田市健康福祉部介護保険課

所在地・・・酒田市中町1丁目4番10号

電話番号・・・0234－26－5732

受付時間・・・8時30分～17時00分

・国民健康保険団体連合会

所在地・・・寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号・・・0237－87－8000

受付時間・・・9時00分～16時00分

◎ 苦情処理第三者委員

武田 恵子 住所 酒田市亀ヶ崎4－4－1

電話番号 0234－23－0476

佐藤 伸二 住所 酒田市中牧田字前田47

電話番号 0234－62－2378

◎ 第三者評価

第三者評価の実施の有無：無し

9. 事故発生時の対応

事故発生の際は迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び（予防）支援事業所、並びに保険者（市町村）、県に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

連絡するに当たっては、あらかじめ家族へ緊急連絡先を確認し対応します。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合は、この限りではありません。

11. 身体拘束の対応について

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合は施設の定める「身体拘束適正化の指針」を遵守し、三原則の徹底検証と利用者、ご家族への説明と同意、記録、再検証を行います。

12. 協力医療機関等

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は下記の協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- ◎ 名称：地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
住所：酒田市あきほ町30番地
- ◎ 名称：医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院
住所：庄内町松陽1丁目1番地1

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 さくら福祉会
名称 さくらホーム短期入所生活介護事業所
所在地 山形県酒田市中牧田字丸福 1 7 1 番地
説明者 所属 施設介護課（相談員又は介護支援専門員）
氏名 印

本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

利用者との関係